

2017年1月



特定社労士 原田靖彦 渡邊隆一

石川事務所便り

〒141-0031

東京都品川区西五反田 1-25-4 3F

TEL : 03-3492-0571

FAX : 03-3492-4749

E-mail : harada@isikawa-r.com

ホームページ : <http://www.i-syarousi.jp/>



JIS Q 15001:2006 準拠
登録番号 : JL1512130005

2017年(平成29年)を迎えました。

本年も宜しく願いいたします。

お届けする事務所便りが、御社ますますご発展の一助となれば幸いです。

<2017年「雇用保険」はこう変わる！>

- ① 昨年末まで、入社時に65歳以上の方は雇用保険に加入できませんでしたが、本年1月1日以降入社の方は、「高年齢被保険者」として雇用保険の被保険者となります。

昨年末までに65歳になる前から継続して雇用保険に加入していた(64歳以降保険料は免除になっています。)方を1月1日以降も継続して雇用している場合は、手続きは不要です。

昨年末までに入社時に65歳以上の方を雇用し本年1月1日以降も継続して雇用している場合は、加入手続きをとります。該当者は既に個別でお知らせ済みです。

その年の4/1日現在64歳以上の方は本人会社とも保険料が免除ですが、この度65歳以上で新たに加入する方も同様に免除です。ただし、この免除制度自体が平成31年度で終了します。

- ② また、2017年4月から3年間、従業員が負担する雇用保険料率が4/1000から3/1000に引き下げられる予定です。
- ③ さらに、通常国会には育児休業期間を最長2年とする改正案も提出される見通しです。

<オリンピックに向けた受動喫煙防止対策>

厚労省は、2020年の東京オリンピックに向けて、全面禁煙を原則とする受動喫煙防止対策の強化案をまとめました。この案について現在、同省、財務省、業界団体との議論が行われています。

世界保健機関(WHO)と国際オリンピック委員会(IOC)は“たばこのない五輪”を推進しており、今年のリオデジャネイロは「敷地内禁煙」を実施、2012年のロンドンでは「建物内禁煙」を罰則付きで実施しました。なお、2018年に控える韓国・平昌冬季五輪では、建物内は原則的に全面禁煙ですが、飲食店などには喫煙室の設置も認めるとしています。

2020年までに「ロンドン並みの厳格なルールにした」というのが両省の本音ですが、喫煙室がなく分煙にしているだけの飲食店が多い日本の現状を踏まえ、「韓国並み」の案に妥協したようです。

<お題目の残業削減は管理職を疲弊させる？>

政府が取り組んでいる「働き方改革」において長時間労働の是正が重要な柱とされており、さらに電通事件の社会問題化、初の「過労死白書」発行などもあり、「残業」には特に厳しい目を向けられるご時勢となりました。

読売新聞社が12月に発表した、全国主要企業を対象としたアンケートによれば、長時間労働を減らすうえでの課題(複数回答)としては、「管理職の意識改革」が最多の92%でした。具体的な残業削減の方法は企業規模や業種、企業風土によって千差万別ですが、カギとなるのは「管理職」ということで各社共通しているようです。

ただし、管理職任せのお題目削減では、以下のパターンに陥り、管理職が疲弊する惧れがあります。

会社が残業削減を目標とする。あとは現場管理職に任せる。⇒管理職は通常の業務が見直されないまま残業削減時間の数値管理も業務に加えられる⇒業務量増の為に時間に忙殺され、本来の仕事に支障が出てくるのでそちらに時間を割くと残業削減の数値管理がおざなりとなる⇒上司、社長から、残業削減が進まない事や業績の落ち込みを叱責される⇒周りのフォローがなく精神的に落ち込んでゆく

残業削減を成功させるには社長、役員をはじめ皆が一丸となって取り組み、現場管理職がそれに取り組むことを社長、役員等上司がフォローする体制を作り、成果を昇給、賞与等で評価する制度を作り上げることが一案です。

■当所よりひと言■

36協定等の過半数従業員代表者について、労働基準監督署等による、より適正な選出の指導が増えているようです。皆様には適法な選出方法を実践して頂いていますが、例年の手法に加え、より民主的な選出ツールを採用予定です。原田